



消費者庁のイラストを加工

マッチングアプリで知り合った相手から、「暗号資産でもうかる」と言われ、投資金を振り込んだ。もうけが出て更に投資をするよう勧められ従った。出金しようとしたら、残高の3倍の手数料を請求された。

暗号資産でもうかる？ その話、うのみにしないで



ここが重要ベニ！！

- 暗号資産とは、インターネットでやりとりされる、通貨のような機能をもつ電子データです。国がその価値を保証している法定通貨ではありません。
- マッチングアプリ等で知り合った面識のない相手から暗号資産の投資を勧められた際は、まずは詐欺的な投資話を疑ってください。
- 相手の素性、投資内容やもうかった話の真偽を確かめることは難しく、連絡が取れなくなる可能性もあります。入金したお金を回収することは極めて困難です。
- 暗号資産交換業者は、金融庁・財務局への登録が必要です。無登録業者とは絶対に取引しないでください。
- 取引を持ち掛けられて不安に思った場合やトラブルに遭った場合には、すぐに消費生活センターにご相談ください。

山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

〈相談受付〉火～日(月・祝休館)午前9時～午後5時

〈相談専用電話〉023-647-2211

消費者ホットライン188もご利用ください

山形市公式LINE
にて毎月センター
情報を配信中です

